



## 特殊詐欺被害の発生状況

今年8月末の、道内における特殊詐欺の認知件数は105件、被害総額は約2億5,500万円で、前年と比べると件数は101件、被害額は約5億3,500万円減少しています。

主な手口と被害額は、架空料金請求詐欺32件で被害額約1億2,600万円、オレオレ詐欺25件で被害額約6,200万円、還付金詐欺23件で被害額約2,100万円となっています。

特殊詐欺の発生は減少傾向ですが、発生がなくなったわけではありません。

犯人は様々な手口を使います。被害にあわないように注意して、自分の財産を守りましょう。

(北海道警察本部ホームページから)

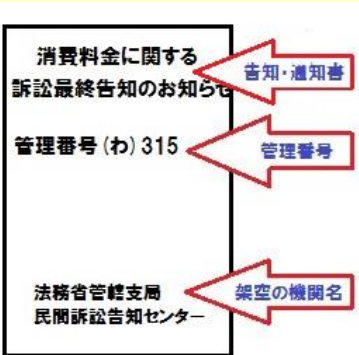
## 架空料金請求詐欺とは

「架空料金請求詐欺」とは・・・

ハガキ、メール、電話で身に覚えのない料金の請求や、パソコンのウィルス除去名目などでお金などをだまし取る手口で

- ・「ご利用料金のお支払いの確認がとれません。」
- ・「連絡がない場合、法的手続に移行します」

などといって、電話をかけるように仕向けてきます。



ハガキの場合

メールの場合



短い期限をもうけて「支払わなければ裁判になる」などと不安をあおってお金を要求してきます。

「料金は、コンビニ払いで支払って」

「電子マネーの番号を教えて」

「お金は宅配便で送って」

これらは**詐欺**です！

## オレオレ詐欺とは

親族や警察官、弁護士などを装って電話をかけてきて、トラブル解決名目でお金などをだまし取る手口

知らない人にはお金を渡さない！  
知らない人名義の口座にはお金を振り込まない！

## 還付金詐欺とは

市役所職員などを装って電話をかけてきて、「過払い金を受け取ることができる」などと言ってATMに誘い出し、言葉巧みにATMを操作させ、お金をだまし取る手口

ATMで保険料等の返還手続きはできません！  
「携帯を持ってATMへ行って」は詐欺です！

## 自分の財産を犯罪から守るために

今年、市内では、自転車の盗難、車上ねらいやタイヤの盗難が連続に発生しています。次のことを参考にして、自分の大切な財産を犯罪被害から守りましょう。

### 【自転車盗難に注意】

自転車盗は、刑法犯の約2割を占めています。児童・生徒等（小学生、中学生、高校生、大学生及び専門学校生）の被害が約6割を占めています。

自転車を盗まれないために、次のことに心がけましょう。

○**ツーロック**～カギを複数かけることで、犯行に時間をかけさせることができます。

○**自転車防犯登録**～盗難防止と早期発見に有効です。

※自転車を利用する人には、法律により防犯登録することが義務づけられています



### 【車上ねらい（荒らし）に注意】

車上ねらいは、住宅敷地・駐車場での発生が約6割を占め、その施錠状態は、**半数以上が施錠せずに被害**にあっています。

被害にあわないために、次のことに心がけましょう。

○車内に荷物を置いたままにしない

○明るくて管理された駐車場を利用する

○車両は車庫等に入れて、出入口を施錠する

○警報装置、防犯カメラ、センサーライト等の防犯機器を活用する



## 闇バイト・怪しいバイトに関わらないで！

「高額報酬」「簡単・高収入」などの誘いで犯罪に手を染める少年が増えています。SNSや知人からの誘いなど、入り口はとても身近なところにあります。みなさんの身のまわりにも潜んでいる危険な例を紹介します。

### 事例1 脅されて抜け出せなくなり・・・

SNSの「高額バイト」の書き込みを見て応募した。指示され身分証明書の写真を送ると「強盗の見張り」と言われた。怖くなり断ったら「家に行くぞ」「家族に危害を加える」と脅されて、強盗の見張りや盗んだ物を店で売る仕事をさせられ、「お前はもう犯罪者なんだぞ」と脅され続け、逮捕されるまで何度もやらされた。逮捕後は、被害者から損害賠償を求められた。

**強盗～5年以上の懲役**

### 事例2 捕まらないって言われたのに・・・

SNSにお金が必要と書き込みしたら、知らない人から「安全に稼げる仕事ありますよ」と連絡がきた。「高齢者の家に行って書類を受け取るだけ」「1回10万円」と言われた。詐欺かもしれないと思ったが、「絶対に捕まらない」と言われたし、すぐにお金が必要だったので、指定された場所に行き、孫の友達のふりをして、おばあさんから封筒を受け取ったところ、その場で逮捕された。

**詐欺～10年以下の懲役**

### 事例3 断り切れずにやってしまったら・・・

アルバイトを探していたら、先輩に「割のいい仕事あるよ」「一緒にやらない？」と誘われた。

仕事はメッセージアプリで指示され、自分の身分証を使って銀行口座の開設や携帯電話の新規契約をする『契約代行』と説明を受けた。指示されたとおりに、携帯電話を契約し、知らない男に手渡して報酬をもらった。その後、携帯電話が特殊詐欺事件に使われ、契約者の自分が警察に捕まった。

**携帯電話不正利用防止法違反 ほか  
～2年以下の懲役または300万円以下の罰金**

### 事例4 深く考えずに犯罪に加担していた・・・

お金が必要になり、掲示板サイトに「簡単・高収入」と書かれているバイトに応募した。

危ないことはしなかったのですが、使っていない銀行口座を半年間貸すだけで15万円もらえる『口座レンタル』というバイトをすることにしました。

キャッシュカードを指定された場所へ送るだけで、15万円を受け取ったが、その口座が振り込み詐欺に使われ、名義人である自分も検挙された。

その後、自分名義の口座が作れなくなり、就職などにも影響があった。

**犯罪収益移転防止法違反  
～1年以下の懲役または100万円以下の罰金**